

48	福祉保健局	低所得者・離職者の生活の安定に向けた支援
事業概要	<p>低所得者・離職者の就労・住居の確保・生活の安定に向けて、国や区市町村等と連携して効果的な施策を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域福祉推進区市町村包括補助事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低所得者・離職者対策事業（受験生チャレンジ支援貸付窓口の運営） 区市町村の受験生チャレンジ支援貸付窓口の運営経費に対して補助を行う。</li> <li>・ 生活困窮者支援体制整備事業 区市における生活困窮者の総合的な支援体制を整備するため、生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、子供の学習支援事業、その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業の導入を検討・準備する区市の取組に対して補助を行う。</li> <li>・ 子供サポート事業立上げ支援事業 生活困窮世帯の子供に対して支援を実施する民間団体による事業の立上げ支援や、民間団体間の連携促進に取り組む区市町村を支援する。</li> </ul> </li> <li>○ 受験生チャレンジ支援貸付事業 中学3年生又は高校3年生を養育する低所得世帯を対象に、学習塾代や受験料等を無利子で貸し付ける。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習塾等受講料貸付金 貸付限度額 中学3年生及び高校3年生：20万円</li> <li>・ 大学等受験料貸付金 貸付限度額 中学3年生：27,400円（1校当たり上限23,000円。4校分まで。） 高校3年生：80,000円</li> </ul> </li> <li>○ 住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業 住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊りしながら不安定な就労に従事する者や離職者に対して、サポートセンターを設置し、生活支援、居住支援、資金貸付、厚生労働省と連携した就労支援及び技能資格取得支援を実施することにより、自立した安定的な生活の促進を図る。 また、事業対象者のうち、介護職場での就労を目指す離職者に対して、介護職支援コースを設置し、介護職員初任者の資格取得支援、就労支援を行い、離職者の生活の安定を図る。</li> </ul>	
これまでの経過	<p>平成20年度に開始した生活安定化総合対策事業（緊急総合対策3か年事業）は平成22年度をもって終了した。平成23年度に事業を再構築して、低所得者・離職者対策事業、受験生チャレンジ支援貸付事業、住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業を実施している。</p> <p>平成27年度、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、区市の取組を支援する生活困窮者支援体制整備事業を立ち上げた。</p>	

現在の 進行 状況	利用状況（平成 23 年 4 月 1 日からの累計実績 平成 29 年 9 月 30 日現在） ○ 受験生チャレンジ支援貸付事業 貸付件数：56,591 件 ○ 住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業 窓口相談件数：50,832 件（うち介護職支援コース：22,946 件） 事業登録者：6,028 名（うち介護職支援コース：1,040 名） 就 職 者 数：1,752 名（うち介護職支援コース：596 名）		
見 通 し 今 後 の	生活の安定に向けた支援を必要とする低所得者・離職者に対し、国や区市町村等と連携して各事業を着実に実施していく。		
問い合わせ先	福祉保健局 生活福祉部 生活支援課	電話	03-5320-4072